

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
(鳥取県立特別支援学校の設置) 第3条 鳥取県立特別支援学校を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県立米子養護学校</td><td>米子市</td></tr><tr><td>鳥取県立琴の浦高等特別支援学校</td><td>東伯郡琴浦町</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		鳥取県立米子養護学校	米子市	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	東伯郡琴浦町	(鳥取県立特別支援学校の設置) 第3条 鳥取県立特別支援学校を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県立米子養護学校</td><td>米子市</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		鳥取県立米子養護学校	米子市
名称	位置														
略															
鳥取県立米子養護学校	米子市														
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	東伯郡琴浦町														
名称	位置														
略															
鳥取県立米子養護学校	米子市														

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。